

暮らしの法律相談

コーナー

広告
電話 052(979)1600

しかし、その利息制限法超過利息は無効であるため、利息制限法に則ってこれまでの全取引を再計算すると、残っている借金の金額は少なくなります。

Q 私は10年以上消費者金融から借入を続け、その借金が500万円あります。毎月の返済が10万円を超えて生活もままならなくなってきました。借入をしようと思っても「総量規制」により借入を受けられることもできません。どうしたらいいでしょうか。

弁護士に借金の整理や過払い金の返還請求について相談することで、あなたの悩みは解決されると思います。

A 平成22年6月18日施行法による「グレーゾーン金利」の撤廃以前は、各消費者金融会社は、利息制限法で定める利息(元本10万円未満が20%、10万円以上100万円未満が18%、100万円以上が15%)を超える利息で貸付をしていました。

今回答えて頂いた先生



西山 一博 氏
西山法律事務所
(愛知県弁護士会所属)

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。平成10年4月弁護士登録。主に、企業の顧問弁護士業務(裁判、契約書・労務などその他企業の法律相談)、交通事故(被害者側)、離婚、相続、債務整理などの民事事件を取り扱う。